

伊賀市いじめ防止基本方針

伊賀市

平成28年 4月1日 策定

平成28年 7月1日一部改定

目 次

はじめに	p 1
1 いじめの防止等に対する基本的な考え方	
（1）いじめの定義	p 1
（2）いじめ防止等に関する基本理念	p 2
（3）いじめの理解	p 3
（4）いじめの防止等に関する基本的な考え方	p 3
ア いじめの防止	p 3
イ いじめの早期発見	p 4
ウ いじめへの対処	p 4
エ 地域や家庭との連携	p 4
オ 関係機関との連携	p 4
カ 日常の点検と評価	p 5
2 伊賀市におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組	
（1）伊賀市いじめ問題対策連絡協議会の設置	p 5
（2）伊賀市いじめ問題専門委員会（伊賀市教育委員会の附属機関）の 設置	p 5
（3）伊賀市いじめ問題調査委員会（再調査機関）の設置	p 6
（4）相談窓口の設置	p 6
（5）伊賀市におけるいじめの防止等のための措置	p 6
3 学校におけるいじめの防止等の取組	
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	p 7
（2）学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策 のための組織）の設置	p 7
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	p 8
ア いじめの防止	p 8
イ 早期発見	p 8
ウ いじめに対する措置	p 8
4 重大事態への対処	
（1）重大事態とは	p 9
（2）重大事態発生の報告	p 9
（3）調査の組織	p 9
（4）調査	p 10
（5）調査結果の提供及び報告	p 11
（6）再調査	p 11
 ※ 伊賀市のいじめ防止等に係る組織の関係図	p 12
いじめ事案の対応 概要フロー図	p 13

はじめに

すべての子どもたち一人ひとりが、社会の変化に適切に対応しながら、未来をたくましく切り拓いていけるよう、他人を思いやる豊かな人間性を育て、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど、時代を生き抜く力を育んでいます。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの心身に重大な危険が生じる事案が後を絶ちません。「いじめ」は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

そこで、学校（伊賀市立小中学校及び構造改革特別区域法に基づき市で認定した株式会社が設置する学校）・家庭・地域社会が連携して、いじめの問題を克服するために、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「三重県いじめ防止基本方針」等に基づき、「伊賀市いじめ防止基本方針」を定めます。

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには多様な態様があることから、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して解釈されることのないよう努める必要があります。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味し

ます。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいましたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校が、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要があります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(2) いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起きないようにすることをめざして行わなければなりません。

また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

そして、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識にたち、

市・教育委員会・学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を迅速かつ組織的に行わなければなりません。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうります。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

エ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校といじめ問題相談員、児童委員・民生委員をはじめとする地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（市の人権や健康福祉等の関係部局、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児

童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や市教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要です。

カ 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要です。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組みます。

2 伊賀市におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) 伊賀市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、「伊賀市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

構成は、伊賀市小中校長会代表、伊賀警察署、名張警察署
伊賀市民生委員児童委員連合会代表、伊賀児童相談所
伊賀市適応指導教室相談員、伊賀市青少年センター主任補導員、
伊賀市教育委員会、伊賀市 PTA 連合会、津地方法務局伊賀支局
伊賀人権擁護委員協議会

(2) 伊賀市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）の設置

伊賀市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、伊賀市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）を設置します。構成は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家 等とします。

この附属機関の機能は以下のとおりです。

- ア 伊賀市教育委員会の諮問を受け、市の基本方針に基づくいじめの防止等の対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- イ 学校におけるいじめ事案等について、市教育委員会から報告を受け、必要に応じて問題の解決を図ります。
- ウ 伊賀市の学校における重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行います。

(3) 伊賀市いじめ問題調査委員会（再調査機関）の設置

上記（２）ウによる重大事態に係る調査結果の報告を受け、市長は重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。再調査は、市教育委員会に置くものとは別に市長部局に設置するこの再調査機関において行います。

この再調査機関は、専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成する公平性・中立性の高いものとしします。

（４）相談窓口の設置

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、伊賀市教育委員会では次の相談機関を整備します。

ア 伊賀市教育研究センター

・ふれあい相談（教育相談）※電話・面談（TEL:0595-21-8839）

イ 伊賀市青少年センター

・青少年相談 ※電話・面談（TEL:0595-24-3251）

（５）伊賀市におけるいじめの防止等のための措置

ア 伊賀市教育委員会による学校支援

市教育委員会は、学校とともに、いじめ問題に関する当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題に取り組みます

(ア) 学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、三重県教育委員会との連携のもと、スクールカウンセラーの活用等の支援策を検討し、いじめの未然防止、早期解決を図ります。

(イ) 校内研修会等に指導主事を派遣することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させるとともに、学校の組織的な生徒指導を推進します。

(ウ) 伊賀市生徒指導総合連携推進会議の場を活用して情報交換等を行い、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について研修を深めます

(エ) 学校における情報モラル教育を推進し、児童・生徒間のネット上のトラブルの未然防止、早期発見を図ります。また、三重県のネット啓発講座等を活用して、保護者のインターネット上のいじめに対する理解等を深めます。

(オ) 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査に加え、教育相談等を実施するなどして、いじめの実態把握に取り組みます。

イ 関係機関との連携

(ア) 必要に応じて、市の人権や健康福祉等の関係部局や警察等、関係機関との連携を図り、情報共有し、問題解決に努めます。

(イ) 三重県のいじめ防止月間取組に合わせ、学校や保護者、地域への

啓発を行います。

3 学校におけるいじめの防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は国や三重県及び伊賀市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとします。策定にあたって、以下のことに留意する。

- ア 学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めます。
- イ 学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。

(2) 学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置

法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとします。

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担います。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じていじめ問題相談員、県・市から派遣されるスクールカウンセラー・学校評議員・PTA役員等の構成によるものとします。

主な役割としては、以下のとおりです。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

また、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定するものとします。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とします。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査を学校が行う場合は、市教育委員会と協働しながら、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応します。

重大事態への対処については、「4 重大事態への対処」におい

て詳述します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるのが大切です。また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要です。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進します。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条において、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」と規定しています。

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等に当たります。

(2) 重大事態発生への報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。さらに、三重県教育委員会にも速やかに報告します。

その際、必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家の紹介などの支援等を受けます。

(3) 調査の組織

市教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。市教育委員会が調査主体となる場合は、市教育委員会のもとに置く伊賀市いじめ問題専門委員会が調査を行います。いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が、伊賀市いじめ問題専門委員会に参加します。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置されている「学校いじめ防止対策委員会」が調査を行うための組織の母体とします。なお、その際には、市教育委員会が指導・助言を行います。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。市教育委員会又は学校は、伊賀市いじめ問題専門委員会等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は市教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

(5) 調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供します。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

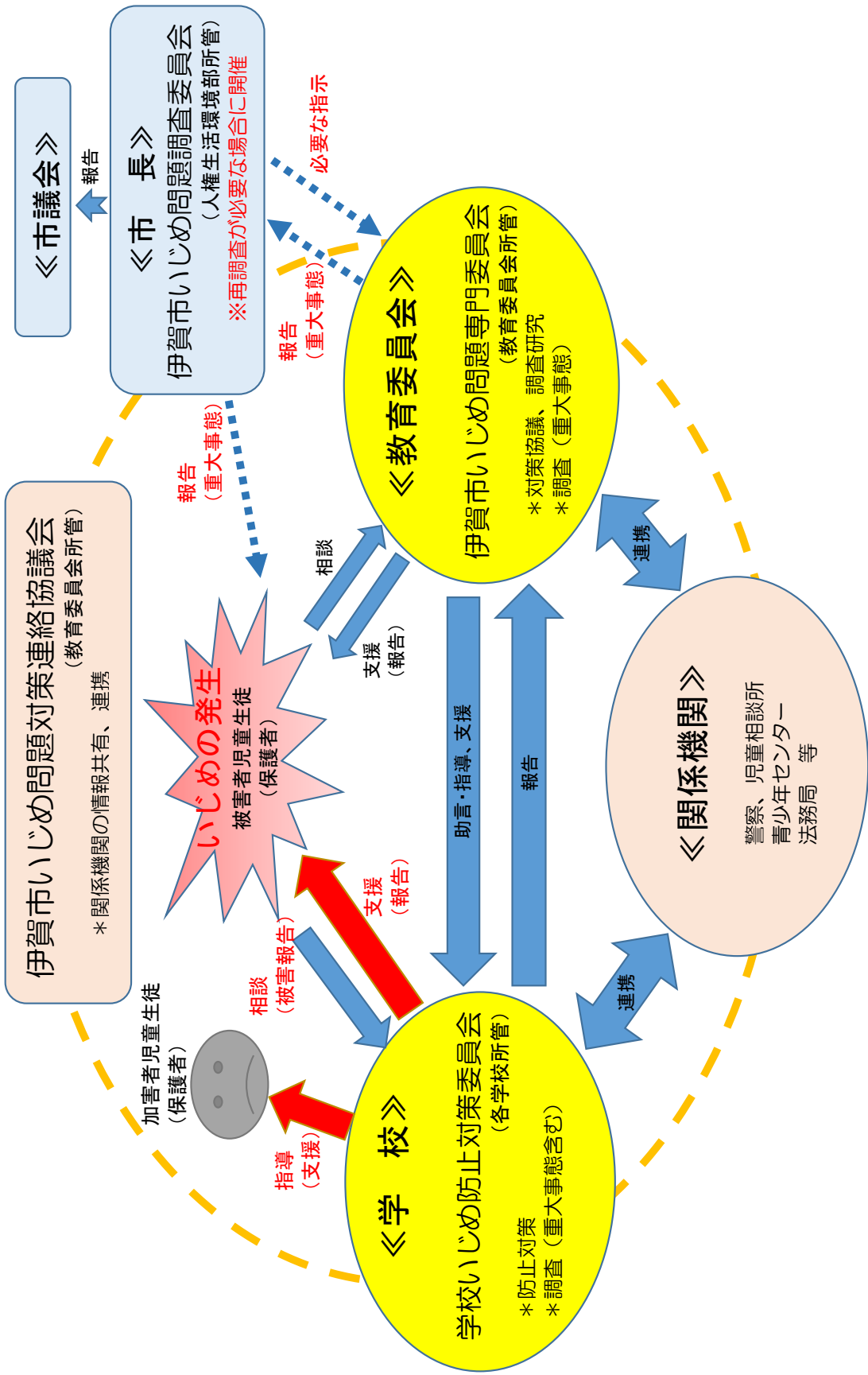
調査結果については、市長に報告します。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとします。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を、市長部局に設置する伊賀市いじめ問題調査委員会において行います。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【伊賀市のいじめの防止等に係る組織関係図】



いじめ事案の対応 概要フロー図

※ () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

